

社会福祉法人 普仁会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人普仁会（以下「法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程の役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(報 酬)

第3条 役員に対する報酬の総額は、各年度2,700,000円を超えない範囲で支給する。

2 役員の報酬は、職員と兼務しない継続かつ定期的に就業する役員に対し、役割や職務内容、勤務形態等を総合的に勘案し、別表1により支給する。

3 前項に該当しない役員及び評議員が、理事会又は評議員会に出席したとき及び理事会、評議員会以外の日において、法人及び施設運営のための業務、指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬（交通費を含む）を支給する。ただし、職員と兼務する理事については、支給しない。

(支給の方法等)

第4条 前条のうち月額報酬については、その職に就いた日に属する月から、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は前営業日）に指定の金融機関の口座へ振込により支払う。

2 前条第3項については、その都度、現金にて支払う。

3 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額とする。

(出張旅費)

第5条 役員等が法人業務のために出張する場合は、職員の旅費規程に準じて旅費を支給する。

2 前項の旅費の算定にあたっては、施設長職を適用する。

(兼務役員等)

第6条 法人の職員を兼務する役員等は、法人職員としての業務を除く職務に限り、この規程を適用する。

(役員等の職務証跡)

第7条 役員等は、法人職務証跡資料として、出勤簿等の作成に協力するものとする。

(改 正)

第8条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て、評議員会で議決しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 6 月 21 日から施行する。

別表 1（第 3 条第 2 項）

役員名	勤務形態等	報酬額	
理事長	週 1 日・4 時間以内	月額	50,000 円
常務理事	週 4 日・週 30 時間以内	月額	150,000 円

別表 2（第 3 条第 3 項）

区 分	役員等	報酬額	
理事会出席	理事・監事（理事長・常務理事を除く）	日額	10,000 円
評議員会出席	理事・監事・評議員（理事長・常務理事を除く）	日額	10,000 円
理事業務等	理事（理事長・常務理事を除く）	日額	10,000 円
監査・指導業務等	監事	日額	10,000 円
評議員業務等	評議員	日額	10,000 円